

台風15号・台風19号等で被災された方へ 被災者生活再建支援制度について

令和元年9月に発生した台風15号・10月に発生した台風19号・10月25日の大雨による災害により、住家に多大な被害を受けた世帯は、被災者生活再建支援制度の支給対象となります。

支援金の支給対象世帯

- ・被災した住宅で生活していた世帯
- ・り災証明書の申請に基づき実施した被害状況調査で、「全壊」「大規模半壊」「半壊」のいずれかの被害と判定された世帯（被害状況調査の結果は、市で発行する「り災証明書」により確認）

支援金の申請期間（社会福祉課で申請受付しています）

支援金の申請には、それぞれ期限がありますのでご注意ください。

- 基礎支援金 令和2年10月8日まで
- 加算支援金 令和4年10月8日まで
- 受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分（年末年始・土日祝日等を除く）

支援金の支給額

支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金《基礎支援金》と住宅の再建方法に応じて支給する支援金《加算支援金》の2つの支援金の額となります。

（単位 万円）

区 分		①基礎支援金	②加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
半壊世帯	25		25	
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75
半壊世帯	18.75		18.75	

住宅の解体について

住宅が「大規模半壊」又は「半壊」であり、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体する場合には「全壊」として扱います。市の職員が家を確認に伺いますので、解体前に必ずご連絡ください。

アパートに居住されていた方へ

アパートに被害があった場合、そこに居住されていた方も対象となります。ただし、その後公営住宅へ賃借（転居）された方は、「加算支援金」は支給されません。

支援金の申請について

【申請に必要なもの】

区 分		全壊		大規模半壊・半壊	
			半壊・大規模半壊 で解体する場合		
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○
	②	解体証明書※	/	どちらか	/
		滅失登記簿謄本※			
	③	住民票 又は在留カード	○	○	○
	④	預金通帳の写し	○	○	○
⑤	印鑑	○	○	○	
加算支援金	⑥	契約書などの写し	○	○	○
	⑦	印鑑	○	○	○

○基礎支援金申請の場合

- ・り災証明書（市税務課より発行されたもの）
- ・住民票謄本（外国人の場合は在留カード）
- ・預金通帳の写し（申請者（世帯主）名義で、振込先のわかるもの）
- ・印鑑

○加算支援金申請の場合

- ・契約書などの写し・・・住宅の建設・購入、補修、賃借に応じ、そのことを確認できる契約書の写し
 - ・解体証明書・・・「大規模半壊」又は「半壊」の判定であり、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、住宅を解体した場合に証明するもの（市で発行）
 - ・滅失登記簿謄本・・・法務局で発行【有料】(解体後に被害家屋の滅失登記を済ませる必要があります。)
- ※建物を解体した場合、解体証明書又は滅失登記簿謄本はどちらかの提出でかまいません。

【支援金の支給】

内容の審査後に支給額を決定。申請してから振込まで約2ヶ月かかります。

※単身世帯の人が支給を受ける前に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続対象外）。

【お問合せ】 社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391